

譲渡し等に係る主な手続きの一覧

の主体が手続きをする必要があります。

移動する対象	譲り渡しをする側	譲り受けをする側	手続き	備考
すべての希少野生動物種の個体等	動物園・水族館 研究機関 等	動物園・水族館 研究機関 等	協議（国の機関又は地方公共団体の場合） 又は 許可申請（私企業、法人等の場合）	繁殖・学術研究・教育・個体の生息状況又は生育状況の調査・その他種の保存に資すると認められる目的に限る
すべての希少野生動物種の個体等	—	大学	大学における教育又は学術研究のための譲り受け等の届出・通知	大学が、教育又は学術研究に使用する目的で譲り受ける場合
すべての希少野生動物種の個体等	—	博物館又は 博物館相当施設	博物館相当施設における展示のための譲り受け等の届出・通知	博物館が、展示に使用する目的で譲り受ける場合（生きている個体を除く）
国内希少野生動物種の傷病個体等（生きているもの）	緊急捕獲の通知者 （自治体の首長等）	国内希少種の生きている傷病個体を譲り受けた者	緊急に保護を要するため捕獲等された生きている個体の譲り受け等届出（通知）	傷病等により保護された国内希少野生動物種の生きている個体の場合 （※緊急捕獲の通知手続がされているもの）
適法捕獲等個体	—	—	不要	鳥獣保護法、水産資源保護法等の規定により適法に捕獲されたことが確認できるもの （ヒグマ、ツキノワグマ、うみがめ科等）
特定第一種国内希少野生動物種	—	—	不要 ※ただし、事業として行う者は事業者の届出をした上で台帳を記録し、届出番号等の表示をしなければならない。	商業的に個体の繁殖をさせることが出来る等の条件を満たすとして指定されるもの （アツモリソウ、キタダケソウ 等）
国際希少野生動物種の特定器官等 （特定国際種事業）	—	—	不要 ※ただし、うみがめ科の甲のうち加工品でないものについて事業として行う者は事業者の届出をした上で台帳を記録し、届出番号等の表示をしなければならない。	原材料器官等（うみがめ科の甲等）のうち、全形を保持していないもの （べっ甲端材 等）
国際希少野生動物種の特別特定器官等 （特別国際種事業）	—	—	不要 ※ただし、象牙材料・製品の取引を事業として行う者は、事業者の登録をした上で台帳を記録し、登録番号等の表示をしなければならない。	特定器官等のうち、ぞう科の牙及びその加工品 （象牙材料（カッピース等）、象牙製品 等）
登録を受けた国際希少野生動物種の個体等	—	登録票付きの個体を譲り受けた者	譲り受け者の届出	国際希少野生動物種であって登録の要件（規制適用前の取得、本邦内での繁殖等）を満たす個体等の場合、登録が可能

※詳細については、担当（野生生物課・条約法令係）までお問い合わせ下さい。